

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))
次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

1 業務概要

- (1) 業務の名称: 大村(8)構内外線等整備工事監理業務
- (2) 場 所: 陸上自衛隊大村駐屯地(長崎県大村市西乾馬場町416)
- (3) 業務内容: 陸上自衛隊大村駐屯地における各電力設備等整備工事の工事監理業務を行うものである。
工事内容の細部は陸上自衛隊大村駐屯地 公告第7号(8.2.25)の仕様書による。
- (4) 委託期間: 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。(下表による。)
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

区 分	測量・建設コンサルタント等業務「電気」
格 付	C以上

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。
- (6) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記1(3)の工事と同種又は類似業務の経験を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (8) 次の基準を全て満たす技術者を当該工事に配置できること。
 - ア 配置予定監理技術者
 - (ア) 建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計1級建築士又は第2条第5項に規定する建築設備士

(イ) 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者(原則、着工から完成まで従事している者。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

(ウ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

イ 配置予定担当技術者

配置予定担当技術者については、配置予定管理技術者との兼務は認めない。

(9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(10) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

(12) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 担当 新谷 TEL 0957-52-2131(内線345) FAX 0957-52-2131(内線344)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 担当 北平 TEL 0957-52-2131(内線307)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年3月3日(火)から 令和8年3月23日(月)まで

(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付方法

3(1)①の担当部局において直接交付、又は電子メールにより配信

(参加希望者は連絡先を明記した書類と資格審査結果通知書を下記のアドレスにメール、確認後に交付)
メールアドレス:363fin_omuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限: 令和8年3月23日(月)午後5時00分まで

イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参又は郵送又は電子メール

(4) 入札書の提出

ア 提出期限:令和8年4月6日(月)

イ 提出方法:3(1)①の担当部局に持参又は郵送(FAX・電子メール不可)

ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び担当者の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時： 令和8年4月7日(火)午前11時00分

イ 場所： 大村駐屯地本部隊舎1F 会計隊事務室

4 契約条項及び入札心得

(1) 適用する契約条項

陸上自衛隊で用いる「建設工事に係る標準契約書」、駐屯地用標準契約書の「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

(2) 契約条項及び入札心得を示す場所

陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 契約班

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金:免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金:免除

ただし、落札者は、金融機関又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。なお、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された「調査基準価格」を下回って、予決令第86条の調査「低入札価格調査」を受けた場合は、請負代金額の10分の3以上とする。）

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書及び入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 工事費内訳明細書を提出していない者の入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理技術者等の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書作成の要否：要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3(1)①に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は、入札説明書による。

工事監理業務特記仕様書

業務の名称：大村（8）構内外線等整備工事監理業務

業務隊長	管理科長	営繕班長	科付専門官	営繕主任
工事企画	施設管理	管 財	電 気 係	担 当

令和8年1月

陸上自衛隊大村駐屯地業務隊 管理科営繕班

工事監理業務特記仕様書

1 業務の名称 大村（８）構内外線等整備工事監理業務

2 委託期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで

3 業務場所 長崎県大村市西乾馬場町４１６（陸上自衛隊大村駐屯地）

4 業務概要

本業務は、陸上自衛隊大村駐屯地が実施する建設工事の適正かつ円滑な実施の確保を目的として、事業監理業務共通仕様書（防整技第７３８５号２８．４．１。以下「共通仕様書」という。）第２の４に規定する工事監理業務を行うものである。

5 業務の実施

本業務は、事業監理業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び共通仕様書によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

6 業務の対象

本業務の対象は、陸上自衛隊大村駐屯地が実施する別紙第１に示す建設工事（以下「対象工事」という。）とする。

7 管理技術者等の配置

業務の実施に当たっては、次の管理技術者及び担当技術者（以下「管理技術者等」という。）を配置しなければならない。

なお、管理技術者は、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置するものとする。

（１）管理技術者

ア 管理技術者は、別紙第２に示す要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

イ 管理技術者は、共通仕様書第１．３．（１）イに示すほか、工事進捗状況、関連工事との調整状況を把握及び確認するものとする。

ウ 管理技術者は、本業務の適正な履行を確保するため、共通仕様書第１．３．（１）エに示すほか、原則として月１回、業務場所において担当技術者を指揮監督するものとする。

業務期間（巡回期間）：令和８年４月から令和９年３月末まで

巡回：延べ １２回（実働 ０．５日・拘束 ０．５日（往復）／回）

また、管理技術者は、指揮監督した事項を監督官に報告するものとする。

(2) 担当技術者

ア 担当技術者は、別紙第2に示す要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容的に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

イ 担当技術者は、共通仕様書第1.3.(2)イに示すほか、業務場所において本業務を適正に履行するものとする。

担当技術者の業務期間（巡回等期間）

電気担当：令和8年4月から令和9年3月末まで 【大村駐屯地】

巡回：延べ12回（実働0.5日・拘束0.5日（往復）/回）

通信担当：令和8年4月から令和9年3月末まで

巡回：延べ12回（実働0.5日・拘束0.5日（往復）/回）

また、担当技術者は、本業務を円滑に遂行するために、関連する他の業務の技術者等と相互に協力しつつ、必要な調整を行うものとする。

8 建築基準法に基づく工事監理者の選定（○適用する ●適用しない）

(1) 受注者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第11号の規定による工事監理者を定め、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項の規定に基づく工事監理を行う。

なお、工事監理者は、建築基準法第18条の規定に基づき提出される計画通知書又は計画変更通知書等関係書類に、代表となる工事監理者及びその他の工事監理者として氏名、資格等を記入するものとする。

(2) 選定された工事監理者は、通知者の代理人として、建築主事との調整を行うものとする。

9 管理技術者に対するヒアリングの実施（○適用する ●適用しない）

契約締結後、1～2週間後の適当な時期に管理技術者に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法、基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約書第10条の規定に基づき、管理技術者の交代を請求する。

10 業務計画書

(1) 業務計画書について、共通仕様書第1.5.(1)に示す各項目に記載する事項は次のとおりとする。

ア 業務概要

業務の名称、委託期間、業務場所、業務委託料、業務の目的、発注者名、受

注者名、業務の対象工事の概要等を記載する。

イ 実施方針

業務内容に対する具体的な実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）、受注者として特に重点を置いて実施する業務等を記載する。

ウ 業務工程

対象工事の実施工程及び打合せ計画を踏まえた巡回計画等を記載した工程表を作成する。

エ 業務組織計画

管理技術者、担当技術者、担当部門、協力者（再委託）の体制等を記載する。

オ 打合せ計画

打合せの時期、相手方、内容等を記載する。

カ 連絡体制

緊急時の連絡体制を網羅した組織図を作成する。

キ その他

対象工事が遠隔臨場試行工事であった場合は、監理業務における施工確認、材料確認及び立会について遠隔臨場とすることができる。（○適用する ●適用しない）

なお、完成検査、指定部分検査、既済部分検査、中間検査の立会については遠隔臨場の対象外とする。

適用する「工種・確認項目」を監督官・工事受注者・監理業務受注者にて事前に協議し決定する。

なお、7（1）ウについて遠隔臨場により担当技術者を指揮監督できる場合及び7（2）イについて遠隔臨場により本業務を適正に履行できる場合においては巡回に限り業務場所を限定しない。

（2）業務計画書における変更については、共通仕様書第1.5.（2）に示すとおり。

なお、提出に当たっては、理由及び提出時期をあらかじめ監督官に説明しなければならない。

11 工事監理業務の内容

受注者は、共通仕様書及び本特記仕様書7.（1）に規定するもののほか、次の業務を行うものとする。

（1）報告及び打合せ

受注者は、原則として監督官に報告を行う場合には、共通仕様書付紙第1の書式により、監督官と打合せを行う場合には、共通仕様書付紙第2の書式により行うものとする。

なお、報告は、原則、管理技術者が行うものとする。緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭等により行うことができるものとするが、後日、書面にて提出しなければならない。

(2) 工事の契約の履行に必要な業務

ア 設計図書の照合

受注者は、監督官と協議の上、設計図と設計図の基となる計算書等の書類（以下「設計図書」という。）との照合を行い、設計図書の内容が相互に一致しないこと、誤り又は脱漏、表示が明確でないこと等について確認するものとする。

イ 打合せ資料等の作成

受注者は、監督官から指示があった場合には、対象工事受注者への指示又は協議に必要な資料を作成するものとする。

ウ 施工計画書の確認

受注者は、対象工事受注者から提出される施工計画書が設計図書の内容に適合しているかについて照合するものとする。

エ 施工図等との確認

受注者は、対象工事受注者から提出される施工図等（躯体図、工作図、製作図、製作見本、見本施工等をいう。）が設計図書の内容に適合しているかの照合及び関連工事との整合の確認等を行うものとする。

オ 照合等の結果の報告

照合・確認の結果、設計図書の内容に適合等すると認められる場合にはその旨を、設計図書の内容に適合等しないと認められる場合には、対象工事受注者に対して修正を求める事項、その他必要な措置について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

カ 現地の確認

受注者は、業務の対象工事の現地を確認し、設計図書の内容が相互に一致しないこと、誤り又は脱漏、表示が明確でないこと、施工条件の不一致等を確認した場合には、その内容、じ後の措置等について取りまとめ、監督官に提出するものとする。

(3) 工事の施工状況の照合等業務

ア 施工状況の照合等の方法

受注者は、業務対象工事の図面、特記仕様書、共通仕様書、現場説明書等の設計図書に基づき、施工方法、出来形、品質等の照合又は確認を行うものとする。

なお、対象工事の内容を踏まえて、上記の方法に加えて別の方法等により照合等を行う場合には、事前に監督官と協議を行い、承諾を得るものとする。

イ 材料等の照合

受注者は、対象工事受注者が工事に使用する材料、機器等が設計図書の内容に適合しているかについて見本品、製品カタログ等により照合するものとする。

ウ 品質管理試験の確認

受注者は、対象工事受注者が現場、工場等で実施する品質管理試験が設計図書に忠実に実施されているか確認するものとする。

エ 工事検査の立会い確認

受注者は、発注者が行う工事の検査に先立ち、監督官と協議の上、現場において対象工事の出来形、関係書類等について確認するとともに、検査に立ち会うものとする。

オ 完成後外面から明視できない工事への立会い確認

受注者は、監督官と協議の上、完成後外面から明視できない施工部分又は施工の進行過程について記録写真等のみでは把握することが十分でないと判断される場合、施工に立会い確認するものとする。

カ 関係官公署等からの連絡

受注者は、関係官公署、部隊等又は周辺住民から連絡又は調整を受けた場合には、速やかにその内容を監督官に報告するものとする。

キ 関係官公署による検査

受注者は、監督官と協議の上、関係官公署による検査に必要な書類を取りまとめるとともに、検査に立会するものとする。また、検査時の指摘事項等を取りまとめ、監督官に提出するものとする。

ク 技術提案等の照合（○適用する ●適用しない）

技術提案型の総合評価落札方式による入札を経て契約した工事受注者が提案した「技術提案」等の照合については、共通仕様書第2.4.(3)キに示すとおり。

ケ 発生材の照合

工事の施工によって生じた発生材の照合については、共通仕様書第2.4.(6)イに示すとおり。

コ 照合等の結果の報告

上記の各種照合・確認の結果、設計図書の内容に適合等すると認められる場合にはその旨を、設計図書の内容に適合等しないと認められる場合には、その旨を対象工事受注者に伝えとともに、監督官に報告するものとする。

(4) 工程管理業務

ア 工程管理

受注者は、対象工事の進行状況を把握し、工事が遅延するおそれがある場合には、遅延理由を添えて監督官に報告するとともに、関連工事の工事監理業務受注者と情報の共有を図るものとする。

イ 関連工事の工程の把握

受注者は、関連工事の工程の把握に努め、監督官と協議の上、関連工事との調整に必要な資料を取りまとめ、監督官に提出するものとする。

(5) 施工体制の点検補助業務

業務の内容については、共通仕様書第2.4.(5)に示すとおり。

(6) 書類の保管

受注者は、監督官と調整の上、次の書類を整備保管するものとする。

- ア 本業務の契約図書
- イ 業務計画書
- ウ 対象工事の設計図書（貸与）
- エ 業務処理報告書
- オ 打合せ記録簿
- カ 工事打合せ簿
- キ 実施工程表
- ク 工事写真及び見本品
- ケ 施工計画書、施工図等
- コ 指示及び協議の資料
- サ 試験表、品質管理記録表等
- シ 出来形図及び出来高調書
- ス 工事材料搬入報告書
- セ 施工体制台帳及び施工体系図
- ソ 工事進行状況報告書
- タ 計画通知書副本（写）（計画変更通知書を含む。）
- チ 関係法令等に基づく提出書類（写）
- ツ 設計図の基となる計算書等
- テ その他本業務に必要なとなる書類

(7) 省エネ適合性判定に関する完了検査

(○適用する【 】 ●適用しない)

省エネ基準適合義務対象建物について、完了検査に必要な申請書類を作成するものとし、対象建物1件あたり担当技術者2人・日を見込むものとする。

(8) その他

本業務を履行する上で必要な事項については、監督官と協議するものとする。

12 工事現場の迅速対応

(1) 本業務の対象工事は「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」を実施する。

- ・「工事現場の問題発生に対する迅速な対応」とは

工事受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを工事受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

(2) 問題が発生した場合は速やかに文書にて監督官へ報告すること。

緊急又はやむを得ない事情がある場合には、口頭等により行うことができるものとするが、後日、書面にて提出しなければならない。

13 工事連絡会議の設置（●適用する ○適用しない）

(1) 本業務の対象となる工事は、施工段階で発生が予測される様々な課題、施工に

係る新たな技術提案等に対処するため、発注者・工事受注者及び本工事に係るコンサルタントが（工事着手前及び必要に応じ）一堂に会して情報共有や意見交換等を行い、工事の適正かつ円滑な実施の確保と品質確保の促進等に資することを目的とした「工事連絡会議」（以下「会議」という。）の設置対象業務である。

- （２）業務受注者として会議に出席する者は、管理技術者（１人／回／１回）及び担当技術者（電気担当１人／回／１回、通信担当１人／回／１回）を標準とする。
なお、それぞれの回数は巡回回数に含んでいる。
- （３）会議において、業務受注者は設計内容・条件や施工上の留意事項等の連絡を行うことから、あらかじめ対象となる工事の設計内容等について熟知しておくものとする。
- （４）会議の開催場所は工事監督官事務所とする。

14 その他

- （１）業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、悪意のあるコードから保護する必要があることから、ウイルス対策ソフトを常に最新の状態に維持すること、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコンを用いるなどの対策を講じるものとする。

なお、業務関係書類とは、契約図書、業務計画書等のほか、管理技術者等通知書等の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

- （２）本業務の実施に当たって必要となる図書は、受注者が準備するものとする。ただし、発注者が作成し市販されていないものについては、発注者が貸与するものとする。
- （３）発注者が貸与した設計図書等は、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。ただし、その必要が生じた場合は、監督官の承諾を得るものとする。
また、貸与された設計図書等については、業務完了後、速やかに返却しなければならない。
- （４）受注者は、業務の実施に当たって、発注者が無償で提供する現場事務所、付帯設備等を使用することができる。ただし、業務処理に必要な事務用品等は受注者の負担とする。
- （５）受注者は、担当技術者の業務処理に必要な現場車両として、ライトバン１台を常駐期間及び巡回時に見込むものとする。
- （６）受注者は、業務場所の自衛隊基地等が定める諸規定に従うものとする。
- （７）受注者は、業務完了後１０日以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録しなければならない。

登録に先立ち登録の内容について監督官の確認を受けるとともに、登録後は（社）公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督官に提出しなければならない。

なお、本業務の業務成績評定点は、PUBDISに登録され、本システムを利用する他の公共機関と相互利用されることとなる。

本業務の対象工事及び工事概要

工事名	工 期	主たる 工事内容・規模	受注者	備 考
大村（８）構内外線等整備 工事（仮称）	未定から 令9.3.31まで	【陸上自衛隊 大村駐屯地】 長崎県大村市西乾馬場町4 1 6 ・構内配電線路整備に係る電気、通信 工事 一式	未定	

注１：発注予定の工事については、工事名、工期、工事内容等が変更される場合がある。

注２：発注予定の工事については、確定後の工事名、工期、工事内容等及び工事受注者について、
契約後に監督官から連絡される。

設備工事（技術者の資格等）

職 階	資 格 等
管理技術者	次の資格を有し、かつ、経験を有すること。 【資格】 ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士又は、第2条第2項に規定する一級建築士。 【経験】 ・ 大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者。 また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も含めるものとする。
担当技術者	次の経験を有すること。 【経験】 ・ 大学卒業後 5 年以上、短大・高専卒業後 8 年以上、高校卒業後 1 1 年以上の実務経験を有する者。 また、公共工事の発注者として従事した設計・積算・工事監督等の経験年数も含めるものとする。